

## 委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）

- ・ 提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況を記しています。

### 1 委員会

#### (1) 提言とりまとめ以降の状況

##### 運営会議

- 1/24：運営会議
- 2/ 6：運営会議
- 2/20：運営会議
- 3/10：運営会議
- 4/18：運営会議
- 5/10：運営会議
- \*6/ 2：運営会議
- \*6/27：運営会議

##### 委員会

- 1/17：第16回委員会 提言とりまとめ
- 1/18：提言説明会
- 1/24：第17回委員会（拡大委員会）：河川管理者より「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」の説明と意見交換および原案審議の進め方について意見交換。テーマ別部会の設立決定。
- 2/ 1：全部会専任委員が委員会委員として追加される。
- 2/24：第18回委員会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」に関する質疑応答と意見交換。原案審議の進め方についての意見交換など。
- 3/27：第19回委員会：テーマ別部会長より各部会での議論内容の報告、説明資料に関する意見交換
- 4/21：第20回委員会：テーマ別部会の状況報告、今後の進め方、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- \*5/16：第21回委員会：住民意見の聴取・反映についての提言に関する意見交換、説明資料のダム部分について河川管理者からの説明
- \*6/20：第22回委員会：テーマ別部会の状況報告、説明資料（第2稿）に関する河川管理者からの説明と意見交換、今後の進め方
- 7/ 3：ダム（大戸川ダム、天ヶ瀬ダム等）現地視察
- 7/ 4：対話集会に関する検討会（注1）

#### 注1：対話集会に関する検討会の開催

第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員と河川管理者で検討会を開くことが決まった。

（河川管理者からの要望：「第21回委員会（5/16）」にて確定した提言別冊に記載して

いる対話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテーマへの意見を伺いたい」)

( \* は 10 頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい)

## ( 2 ) テーマ別部会の設立について

第 18 回委員会 (1/24) においてテーマ別部会の設立が了承され、それを受けて第 19 回運営会議 (2/6) にて、4つのテーマ別部会「環境・利用部会」「治水部会」「利水部会」「住民参加部会」を設置することとなった。

メンバー構成については第 19 回委員会 (2/24) にて決定された。

## ( 3 ) 委員の追加、退任について

2/ 1 : 全部会専任委員が委員会委員として追加。

任期更新を辞退した委員 3 名が退任。

3/27 : 本人の希望により、委員 1 名が退任。

環境経済学 (委員退任に伴う補充のため) を専門とする委員 1 名と行政法 (補強のため) を専門とする委員 1 名が追加。委員会に加え、それぞれ環境・利用部会、住民参加部会に所属。

委員 1 名が住民参加部会に所属を追加。

6/20 : 3/27 に新しく就任された、行政法を専門とする委員 1 名の淀川部会への所属を追加。

## ( 4 ) 今後の予定

7/12 : 第23回委員会 (注 1)

7/23 : 第26回運営会議

9/ 5 : 第24回委員会

注 1 : 第23回委員会の開催日が当初予定から変更となっています (7/15→7/12)。

## 2 琵琶湖部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 1/29：第21回琵琶湖部会：「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」および一般意見聴取・反映に関する意見交換。
- 5/19：第22回琵琶湖部会：説明資料および具体的な整備内容シートについてテーマ別部会での検討を参考にしての意見交換
- \*5/25：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会「これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会」：公募による6名の発表者から意見発表、委員との質疑応答の後、委員、発表者、一般傍聴者全員での意見交換
- \*6/10：第23回琵琶湖部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)およびダムに関する説明資料について意見交換

( \*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい )

### (2) 意見とりまとめの進め方(作業部会および検討体制の設立)

第23回琵琶湖部会(6/10)にて、今後、部会としての意見を取りまとめるにあたり、作業部会を設置することが決定した(作業部会リーダー：中村委員)。また部会后、中村リーダーを中心に打ち合わせを行い、作業部会は、全部会委員を「ダム」「水位」「連携」の3つの検討班を設置して検討することが決定した。

ダム：丹生ダム見直し案について、湖中・湖底環境等広く評価する上で管理者に求める検討課題の整理・提示。管理者が検討すべき現行案とは異なった代替案あるいは代替的考え方について整理・提示。

水位：水位調整と生態系の関係等について上下流の治水、利水への影響も踏まえた検討

連携：他省庁、県などとの連携のあり方、代替的な社会・水システムの考え方の反映方法、直轄以外の事業との整合性の担保、その他幅広い視野を取り込んだ検討課題を整理し、具体的提案を整理する。

#### < 検討班メンバー >

検討班	担当委員( は班長、 は副班長)
ダム	◎寺川、○仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、松岡、水山
水位	◎西野、○川端、井上、嘉田、川那部、小林、藤井、松岡、三田村、村上
連携	◎嘉田、○藤井、井上、村上

※リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入っていません。

### (3) 今後の予定

- 7/9：第24回琵琶湖部会
- 7/18：第25回琵琶湖部会(予定)
- 7/19：琵琶湖部会一般意見聴取試行の会
- 8/25：第26回琵琶湖部会

### 3 淀川部会

#### (1) 提言とりまとめ以降の状況

\*6/ 7：第5回淀川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

\*6/26：第6回淀川部会検討会：説明資料（第2稿）について意見交換

（\*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

#### (2) 意見とりまとめの進め方（分担の決定）

第5回淀川部会検討会(6/7)において、各委員が原案に対する理解のレベルを上げ、部会での議論を深めるため、次回検討会（6/26）までに説明資料（第1稿）および（第2稿）（6/20の委員会提出予定）を精読し、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

##### <役割分担>

担当箇所	担当委員
木津川に関連する事業	大手委員、川上委員、谷田委員、榊屋委員、原田委員
桂川に関連する事業	塚本委員、渡辺委員、田中委員、田村委員、和田委員
宇治川、瀬田川に関連する事業	山本委員、今本委員、寺田委員
淀川本川に関連する事業	有馬委員、紀平委員、荻野委員、小竹委員、（細川委員）
川上ダム	原田委員、川上委員
天ヶ瀬ダム	山本委員、寺田委員、和田委員、（寺川委員）
大戸川ダム	今本委員、榊屋委員、田中委員、（寺川委員）

※1：（ ）内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

※2：当日欠席された榊村委員には、現在確認中

#### (3) 今後の予定

7/ 5：第21回淀川部会

8/ 2：第7回淀川部会検討会

8/ 7：第8回淀川部会検討会

8/26：第22回淀川部会

## 4 猪名川部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

\*6/18：第4回猪名川部会検討会：今後の議論及び部会の進め方について意見交換

7/1：第18回猪名川部会：説明資料（第2稿）について委員から寄せられた意見をもとに意見交換

（\*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

### (2) 意見とりまとめの進め方（分担の決定）

第4回猪名川部会検討会(6/18)において、各委員が原案に対する理解のレベルを上げ、部会での議論を深めるため、6月25日までに説明資料（第1稿）および（第2稿）（6/20の委員会提出予定）を精読し、以下の分担に従って論点や意見を整理することとなった。

#### <役割分担>

担当箇所	担当委員
狭窄部（銀橋）の治水対策	田中(哲)委員、畚野委員
余野川ダムの見直し案	池淵委員、本多委員、森下委員
下流部分の事業 (環境、治水、利用を総合的に)	畑委員、細川委員、松本委員、矢野委員
一庫ダムの運用	池淵委員、本多委員、矢野委員
その他（説明資料に追加すべき対策、事業に関する検討）	畑委員、服部委員

※リーダーは田中(哲)委員

### (3) 今後の予定

7月下旬：猪名川部会検討会（現地視察含む）

9/2：第19回猪名川部会

## 5 環境・利用部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/8：第1回環境・利用部会：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回環境・利用部会：前半、自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて説明資料に関する意見交換を行い、後半、全体で各検討班の議論内容の報告、意見交換を行った。
- 4/10：第3回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（検討班別）
- 4/17：第4回環境・利用部会：説明資料に関する意見交換（全体）
- \*5/29：第5回環境・利用部会：説明資料(具体的な整備内容シート含む)について意見交換
- \*6/17：環境・利用部会ゾーニングに関する検討会（注）

注：第5回環境・利用部会（5/29）において、自然環境保全の目標を達成するための「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで議論が分かれたため、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理、部会意見案を作成して、次回部会にて検討することとなった。

（\*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

### (2) 検討班の設立

第1回環境・利用部会（3/8）において、短時間で効率的に議論を進めるために3つの検討班（自然環境、水質、利用）を設置することが決定した。

＜検討班メンバー＞

自然環境：川端委員（リーダー）、西野委員（サブリーダー）、江頭委員、紀平委員、小林委員、田中（真）委員、谷田委員、寺川委員、長田委員、松岡委員、吉田委員、鷺谷委員

水質：宗宮委員（リーダー）、川上委員、田中（哲）委員、中村委員、原田委員、三田村委員、矢野委員、和田委員

利用：梶屋委員（リーダー）、有馬委員、井上委員、倉田委員、服部委員、細川委員、楨村委員、山村委員、山本委員、渡辺委員

### (3) 意見とりまとめの進め方（分担の決定）

6/20の第22回委員会終了後、宗宮部会長（水質班リーダー）、西野自然環境班サブリーダー、梶屋利用班リーダーが今後の進め方等をご相談された、結果分担を元にとりまとめて進めることが決まり、次回部会（7/8）までに説明資料（第2稿）を精読し、部会意見とすべき意見案を提出することとなった。

## 役割分担

### < 水質班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
水位 水量	2.1.2、4.2.2、5.2.2 2.1.3、4.2.3、5.2.3	田中（哲）委員、中村委員
水質	2.1.4、4.2.4、5.2.4	川上委員、原田委員、三田村委員、 矢野委員、和田委員

### < 利用班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
とりまとめ	—	榎屋リーダー
水面	2.4.1、4.5.1、5.5.1	井上委員、山本委員
河川敷	2.4.2、4.5.2、5.5.2	有馬委員、細川委員、山村委員
舟運	2.4.3、4.5.3、5.5.3	服部委員、楨村委員
漁業	2.4.4、4.5.4、5.5.4	倉田委員、渡辺委員

### < 自然環境班 >

担当箇所	説明資料（第2稿）の該当項目	担当委員
土砂	2.1.5、4.2.5、5.2.5	江頭委員、谷田委員、紀平委員
生態系	2.1.6、4.2.6、5.2.6	川端委員、松岡委員、田中（真）委員
景観	2.1.7、4.2.7、5.2.7	小林委員、寺川委員、
生物の生息・生育環境	2.1.8、4.2.8、5.2.8	鷺谷委員、吉田委員、西野委員
その他	2.1.1～2.1.4、4.2.1～4.2.4、 5.2.1～5.2.4	自然環境班全員 （もし意見があれば）

※なお、宗宮部会長は説明資料（第2稿）に新たに項目立てされた「維持管理（2.5、4.6、5.6）」に、河川環境の管理に関する記述を入れるとするとどうすべきか、を中心に検討するため、上記役割分担には含めない。

## （4）今後の予定

7/8：第1回環境・利用部会検討会

8/25：第6回環境・利用部会

## 6 治水部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/ 8：第1回治水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回治水部会　：説明資料に関する意見交換
- 4/10：第3回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- 4/14：第4回治水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- \*6/ 7：第1回治水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回治水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見を**もと**に意見交換

( \*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい)

### (2) 意見とりまとめの進め方(リーダーおよび分担の決定)

第1回部会検討会(6/7)において、意見とりまとめのリーダーを江頭委員とし、進め方はリーダーに一任することが決定した。

後日、リーダーおよび部会長の検討により、検討項目および事業別に担当委員が決められた。

### (3) 今後の予定

- 7/ 7：第5回治水部会検討会
- 8/25：第5回治水部会



## 7 利水部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 3/ 8：第1回利水部会　：説明資料に関する質問への河川管理者からの回答と意見交換
- 3/27：第2回利水部会　：説明資料に関する意見交換
- 4/14：第3回利水部会　：説明資料について河川管理者からの説明および意見交換
- \*6/ 7：第1回利水部会検討会　：今後の議論及び部会の進め方について意見交換
- 6/28：第2回利水部会検討会　：説明資料(第2稿)について、委員から寄せられた意見をもとに意見交換

( \*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい )

### (2) 意見とりまとめの進め方(分担の決定)

第1回利水部会検討会(6/7)において、次回検討会(6/28)までに説明資料(第1稿)および(第2稿)(6/20の委員会提出予定)を精読し、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出することとなった。

#### < 検討項目および分担 >

検討項目	担当委員
水需要の抑制(節水や雨水利用の促進を含む)	寺田委員、仁連委員
環境流量	榊屋委員、村上委員
今後の水供給力に関する考え方	寺川委員
水需要の精査確認にあたっての考え方	細川委員、槇村部会長代理
用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理	荻野委員
農業用水に関する水利用実態把握の方向性	荻野委員
既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性	池淵部会長、寺川委員
渇水対策全般(水需要管理協議会等の組織を含む)	池淵部会長、川上委員、(塚本委員)

※ ( )内は6/7の部会検討会に他部会より参加された委員

### (3) 今後の予定

- 7/ 7：第4回利水部会検討会
- 9/ 2：第4回利水部会

## 8 住民参加部会

### (1) 提言とりまとめ以降の状況

- 2/24：第1回住民参加部会　：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 3/27：第2回住民参加部会　：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/11：第3回住民参加部会　：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- 4/18：第4回住民参加部会　：説明資料、および住民参加の提言に関する意見交換
- \*5/27：第5回住民参加部会　：説明資料に関する意見交換
- 7/ 4：第1回住民参加部会検討会　：説明資料（第2稿）に関する意見交換予定

（\*は10頁以降の「結果報告」あるいは「結果概要」を参照下さい）

### (2) 追加提言とりまとめに向けた作業部会の設立

2/24開催の部会において、整備計画策定時に河川管理者が行う意見聴取・反映に関する具体的な提言（提言030117版の別冊）は、一般意見聴取WGメンバーの川上委員を中心に、塚本委員、村上委員、山村委員をメンバーとする作業部会にて、たたき台を作成し部会に提出することとなった。作業部会の会議には前記メンバー以外の委員も参加可能。

### (3) 今後の予定

- 8/28：第6回住民参加部会

## 委員会・テーマ別部会 結果概要、結果報告

### < 運営会議 >

第 24 回運営会議 (2003. 6. 2 開催) 結果報告 ..... 12

第 25 回運営会議 (2003. 6. 27 開催) 結果報告 ..... 14

### < 委員会 >

第 21 回委員会 (2003. 5. 16 開催) 結果概要 (暫定版) ..... 15

\* 第 22 回委員会 (2003. 6. 20 開催) 結果報告 ..... 22

### < 琵琶湖部会 >

琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 (2003. 5. 25 開催) 結果報告 ..... 24

第 23 回琵琶湖部会 (2003. 6. 10 開催) 結果報告 ..... 25

### < 淀川部会 >

第 5 回検討会 (2003. 6. 7 開催) 結果報告 ..... 27

第 6 回検討会 (2003. 6. 26 開催) 結果報告 ..... 28

### < 猪名川部会 >

第 4 回検討会 (2003. 6. 18 開催) 結果報告 ..... 29

### < 環境・利用部会 >

第 5 回環境・利用部会 (2003. 5. 29 開催) 結果報告 ..... 30

ゾーニングに関する検討会 (2003. 6. 17 開催) 結果報告 ..... 32

### < 治水部会 >

第 1 回検討会 (2003. 6. 7 開催) 結果報告 ..... 33

### < 利水部会 >

第 1 回検討会 (2003. 6. 7 開催) 結果報告 ..... 34

### < 住民参加部会 >

第 5 回住民参加部会 (2003. 5. 27 開催) 結果概要 (暫定版) ..... 35

注：\*印のついているものは、現在、結果概要作成中です。

## 第 24 回運営会議（2003.6.2 開催）結果報告

2003.6.5 庶務発信

開催日時：2003年6月2日（月） 17:00～19:30

場 所：ホテルグランヴィア京都 7階 式部の間

参加者数：委員 7 名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長代理、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長（猪名川部会長代理兼任）、住民参加部会長）、河川管理者 3 名

### 1 検討内容および決定事項

#### ①今後の進め方

＜原案審議の進め方について＞

- ・ 意見書は、10月提出を目標とする。
- ・ 意見書については、各テーマ別部会のとりのまとめを元に骨格を作成し、地域別部会のとりのまとめを追加してまとめていく。テーマ別部会が地域的な観点での検討が必要と判断した内容については、地域別部会で審議する。また、地域別部会からテーマ別部会への審議依頼も有り得る。
- ・ テーマ別部会のとりのまとめを第23回委員会（7/12）と第24回委員会（8月下旬）に提出する。地域別部会についても当該委員会までの検討結果を報告する。
- ・ 「部会場でより深まった議論を行うため、部会前に議論の進め方や検討ポイントの整理と、これまでに出示された資料の理解を深めるための検討会を開催して部会に臨んでどうか」との提案がなされ、了承された。検討会の進め方は部会長に一任された。なお、検討会には河川管理者の出席を依頼する。会議は公開しないが、資料や議論内容については公開する。

・ 第24回委員会（8月下旬）にて、河川管理者に河川整備計画原案（案）について説明頂く

＜今後の委員会日程等について＞

- ・ 第22回委員会（6/20）の会場を大阪府立体育館とする。
- ・ 第23回委員会を7/12（13:30～16:30）に開催する。
- ・ 第24回委員会を8/25以降開催予定とし、日程調整を行う。

#### ②5/31に中止された部会の開催について

- ・ ①の「原案審議の進め方」に関する議論を受けて、まず、各部会とも検討会を開催した上で部会を開催することとなった。
- ・ 6/7に治水部会検討会（10:00～12:00）、利水部会検討会（13:00～15:00）、淀川部会検討会（15:00～17:00）を開催する。
- ・ 6/18に猪名川部会検討会（13:30～15:30）を開催する。

#### ③第22回委員会（6/20）の進め方について

- ・ 主な議題は、「説明資料（第1稿）への部会からの意見に関する報告」「説明資料（第2稿）の説明と質疑応答」とする。
- ・ 説明資料（第2稿）について60分程度で説明頂いた後、質疑応答を40分程度行う。

#### ④その他

- ・ 淀川部会への所属を希望されていた田村委員（3/27に委員会および住民参加部会委員に就任）については、淀川部会委員に就任頂くことを第22回委員会（6/20）にて承認頂く。
- ・ 第5回住民参加部会で河川管理者から出された下記要望については、意見・関心のある委員

と河川管理者で検討会を開くことが決まった。開催案内および日程調整は後日行う。  
(河川管理者からの要望：「第 21 回委員会 (5/16) にて確定した提言別冊に記載している対  
話集会等を河川管理者が開催するにあたり対話集会のファシリテーターの推薦およびテー  
マへの意見を伺いたい」→詳しい内容については、第 5 回住民参加部会結果報告参照)

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、  
庶務から発信させて頂くものです。

開催日時：2003年6月27日（金） 14：00～16：20

場 所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 式部の間

参加者数：委員 8 名（委員長、琵琶湖部会長、淀川部会長、猪名川部会長、環境・利用部会長、治水部会長、利水部会長、住民参加部会長）、河川管理者 2 名

## 1 検討内容および決定事項

### ①今後の進め方

＜原案に関する意見とりまとめについて＞

- ・ 第 24 回委員会（9/5）に向けて、各部会とも 6/20 の委員会で提出された説明資料（第 2 稿）に対する意見とりまとめを進める。
- ・ 第 23 回委員会（7/12）にはテーマ別部会からの報告を行い、第 24 回委員会（9/5）にて地域別部会およびテーマ別部会のとりまとめを報告する。
- ・ 意見とりまとめに際しては以下の視点で検討を行う。
  1. 基本的考え方
  2. 追加を要する点
  3. 変更・修正すべき点
  4. 「実施」と記載されている事業内容の可否と留意事項
  5. 「調査・検討」と記載されている事業についての検討の内容

＜今後の委員会・部会日程等について＞

- ・ 第 24 回委員会（9/5）の直前に開催する部会の日程は下記のとおり。
 

琵琶湖部会	8/25	(15:30～18:30)	注：運営会議前に決定
淀川部会	8/26	(14:00～17:00)	
猪名川部会	9/2	(16:00～19:00)	
環境・利用部会	8/25	(9:30～12:00)	
治水部会	8/25	(13:00～15:00)	
利水部会	9/2	(9:30～12:30)	注：運営会議後に決定
住民参加部会	8/28	(15:00～18:00)	
- ・ 第 25 回委員会を 9 月末～10 月初め、第 26 回委員会を 10 月末開催の予定で日程調整を行う。

### ②第 23 回委員会（7/12）の進め方について

- ・ 説明資料（第 2 稿）に関して、テーマ別部会からの検討報告をもとに議論を行う。
- ・ テーマ別部会からの報告を各 15 分とし、2 部会からの報告の後に、議論を各 40 分ずつ行う。

### ③今後の運営事項について

#### ○現地視察について

- ・ 当初予定されていた大戸川ダム、天ヶ瀬ダム、余野川ダムに加え、丹生ダム、川上ダムについても委員会としての現地視察を行う。
- ・ 説明資料（第 2 稿）の理解を深める目的で委員が現地視察を希望した場合には、できるだけ河川管理者に対応をお願いする。

#### ○対話集会に関する検討会（7/4 に委員会の検討会として開催予定）について

住民参加部会の三田村部会長に進行を一任する。

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。

## 淀川水系流域委員会 第 21 回委員会 結果概要（暫定版）

03.6.18 庶務作成

開催日時：2003 年 5 月 16 日（金） 13：30～18：15

場 所：東洋ホテル 2 階 大淀の間

参加者数：委員 41 名、河川管理者 23 名、一般傍聴者 430 名

### 1 決定事項

資料 2-2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」（2003.1.17 に確定した流域委員会提言の追加提言となるもの）を流域委員会の提言として確定し、河川管理者に提示した。

### 2 審議の概要

#### ①第 20 回委員会の報告

資料 1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」に基づき、委員会、地域別部会、テーマ別部会の今後の進め方等について報告が行われた。

#### ②一般意見の聴取・反映に関する提言について

資料 2-2「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について（案）」について説明が行われた後、「1 決定事項」に記したとおり、資料 2-2 を流域委員会の提言とすることが了承され、河川管理者へ提示した。

#### ③説明資料（第 1 稿）のダム部分に関する説明と質疑応答、意見交換

##### ○説明資料（第 1 稿）のダム部分に関する説明

河川管理者より、前回委員会にて説明のあった 2 ダムを含む 5 つのダムについて、検討の見通しと整備計画原案の記述についての説明が行われた後、資料 3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて河川管理者より説明が行われた。主な説明内容は「3 主な説明と意見」を参照。

##### ○質疑応答、意見交換

河川管理者からの説明が行われた後、委員から、ダムの検討の進め方に関する確認、見直し案の説明や今後の検討方向に対する意見が出された。主な意見は「3 主な説明と意見」を参照。

#### ④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 7 名から、「住民意見を聴いていく上でファシリテーターの位置づけが重要だ」「琵琶湖の環境保全を目的とした丹生ダム計画は妥当。早急に結論を」「水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの濁水シミュレーション内容が不適切」「市民生活の安全確保のために大戸川ダム建設を」「湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入るなど、何が起きるか分からないのがダム建設。慎重な討議を」「気象の変動も考慮して余裕を持った計画を」「ダムの良い面だけを説明している。原資料をもとに

議論すべき」等の発言があった。

### 3 主な説明と意見

#### ①説明資料（第1稿）のダム部分に関する説明

##### ○ダムの検討に関する説明

河川管理者より、前回委員会にて説明のあった2ダムを含む5つのダムについて、検討の見通しと整備計画原案の記述について下記の説明が行われた。

「今年の夏時点で策定予定の河川整備計画原案（法定手続上、厳密には原案（案）であるが、便宜上、以下原案と呼ばせて頂く）には“調査検討する”と記述し、調査を継続したいと考えている。調査検討の結果については、この流域委員会や自治体、住民に説明して意見を頂くことを予定している。計画に実施と位置づけられるまでは本体工事には着手せず、地域生活に必要な道路や防災上途中でやめることが不適当な工事のみを行う」

##### ○丹生ダム、大戸川ダム、余野川ダム計画の見直し案についての説明

資料 3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-2「余野川ダム計画の見直し案説明資料」、資料 3-3「ダム計画の見直し案説明資料参考資料」を用いて河川管理者より説明が行われた。

##### <丹生ダム、大戸川ダム計画の見直し案>

##### i. 琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響および異常渇水時の緊急水の補給

- ・琵琶湖の生態系保全のために行いうる施策は緊急に実施する必要がある。
- ・洪水期制限水位の変更等の琵琶湖の水位操作の変更は、基本的に、大雨の時の水位を高めることになり、浸水被害が拡大し治水上のリスクが生じる。そのため何らかの措置が必要であり時間を要するほか、琵琶湖周辺住民の理解が得にくく、直ちに実行することは不可能。
- ・節水は流域の住民や工場などの平常時からの協力が不可欠だが、住民等の理解を得るためには時間が必要。また、効果は長期間では徐々に現れるが短期間では限定的。
- ・残る方策として、琵琶湖に直接補給する貯留施設および琵琶湖下流河川に水を振替補給する貯留施設が緊急に実施可能。
- ・琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常渇水時に下流に補給可能。

##### ii. 亀岡地区の浸水対策

- ・狭窄部上流の亀岡地区の浸水対策は重点的に実施する必要がある、水田の貯留機能強化、森林の保水機能、宅地嵩上げ、遊水池の対策が考えられる。
- ・京都府は、S57 出水規模で当面計画として河川改修事業を重点的に進めているが、当面計画以降の河川改修は一部保津峡入口部の河道改修が含まれている。しかし、当面は狭窄部を開削するといった、下流への流出増を伴う河川改修は望ましくない、残る浸水被害に対して当面の対応として、日吉ダムの治水容量の増量が1つの対策として有効。このため、京都府の整備計画と調整を図る。

##### iii. 貯留施設の必要性、緊急性



- ・琵琶湖の生態系保全のための施策は緊急に実施する必要がある。その1つとして琵琶湖に直接補給、あるいは間接的に振替補給する貯留施設が緊急に必要。
- ・琵琶湖の環境のために補給した水は、淀川水系の異常渇水時に下流に補給可能。
- ・桂川の亀岡地区の浸水被害軽減対策の1つとして、日吉ダム治水容量確保のための利水容量振替を検討する必要がある。
- ・丹生ダムおよび大戸川ダムは既にほぼ用地買収済みであり、上記の目的を早急に達成できる施設として可能性がある。これら以外に早急に実行可能で有効な貯留施設はない。

#### iv. 丹生ダム計画の見直し案

- ・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給できる。
- ・姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。農業用水等の削減により流量を確保することは極めて困難。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生に有効。
- ・姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要。このためには、丹生ダムの建設が有効。なお、滋賀県の整備計画との整合を図る。
- ・今後、調査検討しなければならない事項は次の通り。琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について。貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査。土砂移動の連続性を確保する方策の検討。利水について、早急な水需要の精査確認。

#### v. 大戸川ダム計画の見直し案

- ・琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダムからの振り替え補給と丹生ダムからの補給の連携運用が有効。振り替え補給に必要な水量と運用方法の検討が今後の課題。
- ・狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、日吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、大戸川ダムへの利水容量の振り替えが有効。
- ・大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要。このためには、大戸川ダムの建設が有効。なお、滋賀県の整備計画との整合を図る。また、大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。
- ・今後、調査検討しなければならない事項は次の通り。琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査・検討。日吉ダムの利水容量の振り替えについての検討。貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更を行う場合は環境等の諸調査。土砂移動の連続性を確保する方策の検討。利水について、早急な水需要の精査確認。

## <余野川ダム計画の見直し案>

- ・猪名川の現状と治水上の課題、猪名川の河川整備の考え方
  - ・狭窄部上流の浸水被害の軽減対策：代替案の比較検討
    1. 既存施設の活用（貯留施設、森林の保水機能、田畑の保水機能）
    2. 既存ダムの有効利用（一庫ダムの放流操作の変更、洪水前の予備放流、堆砂容量の有効活用、利水容量の振り替え、嵩上げ）
    3. 新たな施設での対応（バイパストンネル、分水路、新たな遊水地の設置）
    4. その他の方法（土地利用誘導などのソフト対策）
- ※上記代替案のうち、実施可能で有効な案は次の通り。
- 既存貯留施設の活用、一庫ダムの有効利用（放流操作の変更、堆砂容量の有効活用、余野川ダムへの利水容量の振り替え）、新たな遊水池の設置、ソフト対策
1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替えおよび新たな遊水地の設置が有効である。
  2. ここで、既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設としては、余野川ダムが有効である。
  3. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を軽減するために、兵庫県の整備計画と調整を図る。
- ※なお、全ての対策を実施しても、既往最大規模の洪水に対する浸水被害は軽減できない。狭窄部下流の河川整備の状況次第では、狭窄部の開削が浸水被害の軽減対策の1つとなる可能性があるため、狭窄部開削が浸水被害の軽減対策になりうるのか、検討を行う。
- ・下流部の浸水被害の軽減効果  
余野川ダムの下流部浸水被害軽減効果について。S35.8 実績洪水、S28.9 実績洪水、S28.9 洪水の1.2倍・1.5倍・1.8倍の氾濫シミュレーション。
  - ・余野川ダム事業の進捗状況について  
余野川ダムは昭和58年に建設採択され、現在は本体工事のための関連工事を実施中。導水トンネルは概成、用地は約99%取得済。
  - ・まとめ
    1. 狭窄部上流多田地区の浸水被害を早期に軽減するため、既存調節池の活用、既設一庫ダムの放流操作変更、堆砂容量の活用、利水容量の振り替え、新たな遊水地の設置が有効である。
    2. 既設一庫ダムの利水容量の振り替えのための貯留施設として余野川ダムが有効である。
    3. 余野川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。
  - ・今後、調査・検討しなければならない事項
    1. 余野川ダムの貯水池規模の見直し、並びに余野川ダムおよび一庫ダムの貯水池運用の変更を行う場合の環境等の諸調査。
    2. 土砂異動の連続性を確保する方策の検討。
    3. 利水について、早急な水需要の精査確認。

## <主な意見交換>

### 全般的な意見

- ・この河川整備計画策定のプロセスは、従来の方式と異なり、委員会が河川整備の理念を示した提言を提示し、河川管理者がそれに基づいて具体的な整備計画案を作成する過程にきている。今回、整備計画において最も利害が対立するであろうダムについての考え方が示された。これに対して、一定の時間、範囲にはなるが、委員会は議論を積み重ねて具体的な意見をきちんと言うべき。まさに委員会の力量が計られる（委員長代理）
- ・「ダム計画の見直しについて、調査検討が続いている間は、基本的に本体工事は実施しない」と河川管理者が明言された点については、従来のやり方から言えばかなり思い切った発言である。（委員長代理）
- ・本来ダム建設の目的の1つであった利水に関する精査確認について説明がないまま、利水容量確保という本来の建設目的を、環境容量確保や既存ダムからの利水容量の振り替えに変更すると説明されたが、こんなことが許されるのか。
- ・丹生ダム建設の目的の1つであった「淀川水系下流域のための利水容量確保」について説明がないまま、本来の建設目的が変更されている。なぜダムの必要性が変わったのかということについて議論をする必要がある。
- ・新規ダムの建設目的であった水資源開発について説明がないまま、既存ダムから利水容量を抜き取って計画中のダムの建設目的に振り替えるという説明を聞いていると、国土交通省が公共事業の許認可から計画、変更、管理まで行う仕組みでは歯止めがきかないのではないかと、住民の意見が反映されないのではないかと感じる。許認可を下す機関と計画する機関は別の仕組みが必要ではないか。
- ・河川管理者のダム計画の見直しの説明は、治水、利水を優先し、環境を後回しにしている印象を受けた。最初から環境を明確に位置づけて検討して頂きたい。

### ダム計画の調査検討のスケジュールと委員会の関わりについて

- ・ダム計画については、調査検討を継続するということだが、今後、委員会はどのように関わっていけばよいのか。調査検討のやり方や改善点等について意見を言えばいいのか。また、夏に策定予定の河川整備計画原案の時点で「調査検討を継続する」と記述されるのであれば、夏以降に出る調査検討の結果について、委員会が意見を述べる場を失うのではないかと。
  - 調査検討のやり方や改善点等についてご意見を頂くことはもちろん、調査検討の結果が出た時点で委員会に説明してご意見を頂きたいと考えている。調査検討の期間は、各ダムにより異なるが、1~2年程度ではないかと思っている。（河川管理者）
  - 調査検討が終わったダムから順次、この委員会に説明をしていきたいと考えている。（河川管理者）
- ・治水と利水のプラス面と環境のマイナス面が天秤にかけられるような状態でなければ、バランスのとれた評価はできない。それはいつできるのか。
  - 流域委員会の提言の理念に沿って見直しを行っているため、従来の計画とはかなり変わっている。しかし、利水の精査確認も含めた調査検討があと数ヶ月ではできないため、夏に策定予定の河川整備計画原案では、ダム計画について「調査検討」と位置づけ、地域生活に必要な道路や防災上途中でやめることが不適当な工事のみを

行う以外は、「実施」としない、また「実施」と位置づけられるまで本体工事は原則行わない、としている。(河川管理者)

→ダム以外の事業も含めて「検討」と記述したものに対しては、調査検討の妥当性や、やり方、方向性が適切か等を議論頂き意見して頂きたい。(河川管理者)

### 検討プロセス、代替案の比較について

- ・多目的ダムのコストを誰がどのように負担するのか、というコストアロケーションの検討を行い、ダムの必要性和合わせて議論し精査する必要がある。  
→そういったことも検討し、実施の段階として委員会に提案するときには、財源やコストアロケーションの問題についても示すのが当然だと考えてる。(河川管理者)
- ・ダム計画の見直しを進めていく上では、河川の汚染や水没する森林といった自然環境の経済的な評価について検討が必要。植木 1 本の環境保全効果を分析できる手法も開発されている。
- ・費用効果分析、費用便益分析の両方が必要。その際には、これまでに費やした費用も含めて代替案比較を行うべきだ。余野川ダムの説明では、代替案を実施するために必要な全事業費と、今後必要なダム事業費が比較検討されていたが、これでは不公平。過去に費やされたダム事業費も含めて比較検討すべきだ。
- ・余野川ダムの代替案の説明で、水田のあぜ道を高くして遊水効果を生み出す案について、「社会的影響が大きい」との評価がされていた。その意味も含めて説明頂けるとそれを克服する方法についての検討も可能となる。

### 住民参加、住民意見の反映について

- ・ダム計画に住民意見がきちんと聴取・反映されるよう提言に沿って何らかの記述が欲しい。
- ・ダムのように大規模な予算を使って実施される公共事業では、地元だけが「関係住民」ではない。一般意見聴取・反映に関する提言に記述されている「関係住民」という言葉の規定をよくご理解頂きたい。

### 今後の審議の進め方

- ・今後開催される地域別部会やテーマ別部会では、ダム計画の見直し案の中身について議論をして頂きたい。本日の説明では不十分な点、不鮮明な点等について、委員から事前に質問や意見を提出して頂き、それを踏まえた上で、各部会では調査検討のやり方や妥当性等を議論を積み重ねて、河川管理者に意見を言って頂きたい。(委員長代理)
- ・ダム計画見直しの調査検討に 1~2 年を要し、その調査検討の結果を本流域委員会に説明して意見を聴きたいと河川管理者が考えている以上、流域委員会も解散するわけにはいかないのではないかと個人的には考えている。しかし、今後の流域委員会の運営については、委員の意見を聞いた上で決めていきたい。(委員長)

### その他

- ・今回のダム計画の見直し案が事前に新聞報道されていたが、記事に接した一般の読者は「やはりダムがつくられるのか」という印象を持ち、委員会での議論に支障が出てしま

う。慎重に情報を管理して頂きたい。

→昨日の夜から多くの取材を受けたが、全てのメディアに対して、「委員会で説明する」と対応した。近畿地方整備局からは何も情報提供していない。(河川管理者)

### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者7名から発言があった。主な意見は次の通り。

- ・水余りの現状を考えると、一庫ダムから余野川ダムに利水容量を振り替える必要があるとは思えない。
- ・ダム計画の見直しの調査検討の結果については、住民にも意見を聴くと説明をされていたが、そのスケジュールについて河川管理者にお聞きしたい。
  - 調査検討の結果が出たダムから順次、住民の皆さまに説明をしていきたいと考えている。その際には、委員会から頂いた一般意見の聴取反映に関する提言の中でできるものはすぐにでも実施していきたいと考えている。(河川管理者)
  - 住民意見を聴いていく時には、資料2-2に記載されているファシリテーターの位置づけが重要だ。中立、公平なファシリテーターを育成していく必要がある。
- ・琵琶湖の水位低下や高時川の瀬切れ解消など河川環境保全を目的とした丹生ダム計画は十分理解できるものだ。地元住民としてはできる限りの協力をしたいと思っている。丹生ダム建設のための調査検討に1~2年をかけているのは、地元住民の考え方も変わってきて、大変大きな問題が起こってくる。早急に結論をお願いしたい。
- ・第9回委員会で意見を発表した下流の淀川流域の農業用水の慣行水利権と使用実態の乖離が反映されていないなど、丹生ダムの渇水シミュレーション内容が不適切だった。同じようなことが、他の検討についてもあるのではないか。今後の検討をお願いしたい。
- ・太古より洪水に悩まされてきた大戸川流域の安全と安心を確保するために、行政と地域住民が一眼となって大戸川ダム建設を進めてきた。利水や環境も重要だが、治水のためにダム建設を進めて頂きたい。また、大戸川ダムの適切な運用により環境流量を確保し、清流がよみがえるような事業をお願いしたい。
- ・先日、奈良県の大滝ダムで湛水試験中に周辺地域の地盤に亀裂が入って問題となったが、何が起きるか分からないのがダム建設だ。有識者等の意見を聴きながら住民とともに、本当にダムが必要なのかどうか、慎重な討議をお願いしたい。
- ・現在、気象が非常に大きく変動している。どのような変動が起きるか分からないということを考慮して、余裕を持った計画が必要だ。渇水を我慢するというのであれば、一庫ダムに2年間水をためずに自然に戻すくらいのことをやって、検証する必要がある。
- ・本日のダム計画見直しの説明では、ダムの良い面だけが説明されていた。河川管理者は、例えば、余野川ダムの代替案の1つとして、猪名川の河道掘削の原資料を持っているはずだ。委員会に提出されている資料だけではなくて、原資料をもとに議論すべきだ。

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。

## 第 22 回委員会（2003.6.20 開催）結果報告

2003. 6. 26 庶務発信

開催日時：2003 年 6 月 20 日（金） 15：00～18：00

場 所：大坂府立体育会館 第 2 競技場

参加者数：委員 34 名、河川管理者 24 名、一般傍聴者 358 名

### 1 決定事項

- ・田村委員の淀川部会への所属が承認された。

### 2 審議の概要

#### ①第 21 回委員会以降の状況報告

庶務より資料 1「委員会および各部会（提言とりまとめ以降）」、資料 1-2「テーマ別部会の状況報告（開催状況、主な意見等）」をもとに、提言とりまとめ以降の委員会、部会等の開催状況が説明された。

#### ②今後の進め方について

庶務より資料 2「今後の進め方について」を用いて、原案審議の進め方や地域別部会とテーマ別部会の役割、意見書作成までの流れ等について説明が行われ、進め方が確認された。

#### ③河川管理者からの説明と委員との質疑応答

河川管理者から資料 3-1「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第 2 稿）」を用いて、説明資料（第 1 稿）からの主な変更点（内容の追記、文章の明確化、章立ての変更等）を中心に説明が行われ、委員との意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

#### ○ 全般、計画推進

- ・「はじめに」を読む限り、「検討」「見直し」と記述されている施策は実施することを前提だと理解するのが自然。「検討」「見直し」は、“その施策の可否も含めて検討”が流域委員会のコンセンサス。修正頂きたい。

→「検討」「見直し」は、実施の可否も含めた検討だと考えている。（河川管理者）

- ・説明資料（第 2 稿）では実施可能な施策や施設計画に意識を置きすぎているが、それでは「川らしい川」「湖らしい湖」回復のためのビジョンが生まれにくい。20～30 年先に向けた全体のビジョンを。
- ・「河川に係る文化活動、自然保護活動を助言し、河川管理行為を支援する」となっている河川レンジャーの役割は提言ではより踏み込んだ内容だった。より詳細な検討を
- ・各種協議会・委員会と流域委員会、近畿地方整備局の関係を整理し、役割分担等を明確に。

#### ○ 環境

- ・琵琶湖の湖岸堤が生物の移動経路を分断している問題に関して、湖岸堤全体をどのように考えていくかについての検討がないままで、生物の移動経路が回復するのか疑問。
- ・川の生き物にとっては、緩やかな傾斜が重要。河川の連続性の回復に「緩傾斜による連続性」という言葉を入れて頂きたい。
- ・河川環境の保全・再生は、実際の河川の生態系の状況を調査し、そのデータに基づいて保全区域と再生区域を分けて、タイムスパンを設定し計画的に実施していくべき。

○ 治水、ダム、利用・関連施設等

- ・治水・防災の項で、わかりやすい言葉を使って説明されている点、次の世代に洪水に対処する知恵を伝えることが記述されている点が評価できる。
- ・選択取水設備等の継続実施だけでなく効果の検討を／ダムの栄養塩の流れを把握するために洪水時の調査を
- ・淀川河川公園を維持する一方で、グラウンド等を縮小していくことに住民は納得するのか。

○ その他

- ・目次の順番にそった説明資料（第2稿）を作成して欲しい。

④一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から「川上ダムのすぐそばで、ダムの水面よりも低い位置に団地が建設され、ダムが人間の生存を脅かしかねない状況に不安を感じている。ダムの建設目的を治水・利水・環境を含めて真剣な議論を」「自治体から国土交通省に出された意見は、口頭で伝えられた意見も含めて公開すべき」「多様な主体の自立的な参加の連携を引き出すような仕組みとそれが地域の活性化につながっていくことが重要。淀川流域エコミュージアム構想を提案する」「川上ダムの尾根向こうには最大湛水時水位より低い位置に団地がある。地質が悪ければ、大滝ダムの二の舞いになりかねない。国土交通省はダムの安全性に対する評価が甘い」などの発言があった。

以上

※ このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

琵琶湖部会一般意見聴取試行の会(2003.5.25 開催)結果報告  
テーマ：これからの琵琶湖と川とダムを考える若者討論会

2003. 5. 29 庶務発信

開催日時：2003年5月25日(日) 13:30~17:00

場 所：大津商工会議所 2階 大ホール

参加者数：委員8名、他部会委員5名、一般傍聴者90名

### 1 本日の試行の会について

嘉田委員から淀川水系流域委員会の役割と本日の会の趣旨について説明が行われた。

### 2 一般からの意見発表と質疑応答

6名の発表者から各15分意見発表が行われた後、委員との質疑応答が各5分行われた。

#### ①金尾滋史氏(滋賀県立大学大学院)

発表内容：学生に何が提言できるのか；社会的利害にとらわれない、「国内移入種」が多いなどの学生の利点を活かし、新しい価値観をもって地域住民や行政との新しいつながりを作る、など

#### ②市橋宏文氏(京都精華大学)

発表内容：川と人との物理的、社会的「距離」をいかにして近く保つか；地方ごとの知恵や情報、さらには専門家の意見を共有し理解する、自分から自然に近づき体験する、など

#### ③北山泰三氏

発表内容：水の浄化技術の進展等が逆に水への関心を薄れさせているが、一方で琵琶湖や川の汚染が進んでいる。浄化にむけた長期的計画、技術的検討が必要、など

#### ④石山一光氏(京都精華大学)

発表内容：経済至上主義や権力集中から来る公共事業の問題点とそれに対する一般市民の責任、人と物や自然との「つながり」を再生する必要性、など

#### ⑤安東尚美氏(流域調整室 代表)

発表内容：治水か環境か、というくり方ではなく、治水も環境も土地利用も農業生産も含めた人間にとっての環境指標を提唱、わかりやすい治水や地域防災計画を求める、など

#### ⑥野田岳仁氏(Youth Water Japan 代表)

発表内容：討論会への提言；1) 淀川水系流域委員会に世代別部会を設置する。2) 「コミュニティの水を飲む」マイボトル(水筒)キャンペーンを行う。

### 3 自由討論

「若者の視点の特徴とは」「それをどのように社会参加の仕組みにしていくか」という論点をもとに、委員、発表者、一般傍聴者の間で意見交換が行われた。

<主な意見>

- ・若者は自由な意見を言える立場にあるが、その強みを知らない／自分が行動することで何かが動くという達成感を体験したことがある人は少ない／その機会は自分で作るか与えられるかだが、最初は与えられると入りやすい／家族、地域が出発点。「環境」というと「行政や専門家のやること」となり関心が薄くなる／自由に意見が言える反面、後ろ盾がなく実際に働きかける窓口がない／(社会人の場合は)組織に頼る気持ちが自分を縛る。スタンスを明確にすることが大事、など
- ・若者に伝えるには、メッセージを歌で伝える、クラブイベントなど若者独自の情報伝達手段、やり方を活用すべき／流域委員会は大きく宣伝することよりも長期的な視点で治水や利水をよりよくしていくことが目的／無関心になってしまっている人の意見を踏まえた提言を、など
- ・住民参加部会に世代別部会を／世代別に分けない方がお互いに学べる／住民参加についてだけでなく、環境、治水、利水など幅広く若者に議論に参加してほしい、など
- ・本日の会のアウトプットは、どのようにして取り扱うのか。  
→本日の結果はホームページ等で公開し、今後具体化する際に部会や委員会で議論することになるだろう。

以上

※このお知らせは委員の皆様に必要な決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。



## 第 23 回琵琶湖部会 ( 2003.6.10 開催 ) 結果報告

2003. 6. 18 庶務発信

開催日時 : 2003 年 6 月 10 日 ( 火 ) 13 : 30 ~ 16 : 40

場 所 : 大津プリンスホテル 2 階 コンベンションホール「淡海 7」

参加者数 : 委員 14 名、河川管理者 12 名、一般傍聴者 92 名

### 1 決定事項

- ・ 原案に対する部会としての意見とりまとめについては、作業部会を設置し、リーダーを中村委員とする。進め方等については中村委員に一任し、必要な場合には委員間での検討会を開催する ( 部会後に行われた中村リーダーを中心とする委員の打合せにて、全委員が 3 つの検討班に分かれて検討を進めることが決まった ) 。
- ・ 部会委員の有志が 5/25 に開催した一般意見聴取試行の会に続いて企画している試行の会 ( 資料 2-2 参照 ) は、部会が認める会として開催する方向で進める。
- ・ 次回部会は 7 月 9 日 ( 水 ) 13:30 ~ 16:00 に開催する。予定していた 6 月 26 日 ( 木 ) は、部会としては開催せず、必要に応じて検討会を開催する。

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料 1 「委員会および各部会の状況 ( 提言とりまとめ以降 ) 」をもとに報告が行われた。

#### ②5/25 に開催された琵琶湖部会一般意見聴取試行の会の報告

資料 2-1 「琵琶湖部会一般意見聴取試行の会 ( 5/25 ) の報告」をもとに報告が行われ、参加した委員から「若者討論会という初めての試みであったが、新鮮な意見が聞けて参考になった」「広報が不十分だったため参加者が学生を中心に都市部の若者に偏り、反対意見があまり出ない身内の会の感があったことが反省点」「今後は都市部、ダム建設の地元、ダムの水を利用する下流域等から参加者が集まる討論会を開くべきである」等の意見が出た。

#### ③「説明資料 ( 第 1 稿 ) 」 「具体的な整備内容シート ( 第 1 稿 ) 」 および 「4/21 および 5/16 委員会でのダムに関する説明資料」に関する意見交換

資料 3-1 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料 ( 第 1 稿 ) ( 庶務による琵琶湖部会関連箇所へのマーク入り ) 」、資料 3-2 「今後の琵琶湖部会における検討について」、資料 3-4 「説明資料 ( 第 1 稿 ) および具体的な整備内容シート ( 第 1 稿 ) の琵琶湖部会に関連する部分についての具体的な意見、提案等」をもとに、意見交換が行われた。

< 主な意見 >

#### ○審議の進め方について

- ・ 提言と整備計画との全体的な整合性についての検討と、各項目別の具体的な議論とを平行して行うべきである / 時間的制約を考えると、具体的議論を優先させるべきである等

○ダムについて

- ・ダム建設（公共事業）の目的を変更する場合そのプロセスおよび社会的合意の再形成のあり方について議論が必要／ダムが与えるマイナス面の影響も含め、全体的でより科学的、長期的な影響を検討・提示すべき／ダム建設の目的が利水から環境保全に変わるのであれば、国土交通省だけではなく、各省庁横断型で検討すべきではないか等

④今後の進め方について

<一般意見聴取試行の会の開催>

部会委員有志より、資料 2-2 をもとに次回の一般意見聴取試行の会の開催について提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。

<琵琶湖部会意見のとりまとめ>

部会長より提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。なお、作業部会の主な役割としては、以下の内容が確認された。

- ・提言や部会での議論をもとに原案に対する琵琶湖部会としての意見をまとめ、部会に提示する。
- ・意見が分かれているものについては、論点等を示して部会での議論を促す。

⑤一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 2 名から、「委員会に寄せられたダム建設に賛成する趣旨の一般からのご意見について補足説明を求める委員の発言があったが、意見を送った本人は、姉川河口で漁業を営んでおり、ダム建設による流量の回復に期待していると聞いている」「資料 3-3 の P4 で、『自然が自然を、川が川をつくる理念を具体化していくための指標をつくるべき』とあるが、この評価基準等を議論し、委員会として統一見解を出すべき」等の発言があった。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年6月7日(土) 15:00～16:45

場 所：池坊短期大学 美心館 地下1階 アssenブリホール

参加者数：委員12名、他部会委員2名、河川管理者33名

## 1 決定事項

- ・原案に対する委員の理解のレベルを上げ、部会での議論が深まるように、各委員は次回検討会(6/26)までに説明資料(第1稿)および6/20の委員会で提示される予定の説明資料(第2稿)を精読した上で、以下の分担に従って論点や意見を整理する。

木津川：大手委員、川上委員、榊屋委員、原田委員

桂川：塚本委員、渡辺委員、田中委員、和田委員

宇治川、瀬田川：山本委員、今本委員、寺田部会長

淀川本川：有馬委員、紀平委員、荻野委員、小竹委員、(細川委員)

川上ダム：原田委員、川上委員

天ヶ瀬ダム：山本委員、寺田部会長、和田委員、(寺川委員)

大戸川ダム：今本委員、榊屋委員、田中(真)委員、(寺川委員)

注1) 欠席された委員(下線の委員)は、部会長の指名で担当を決定した。

注2) カッコ内は6/7の検討会に他部会から参加されていた委員。

- ・次回の淀川部会検討会は6月26日(木)15:00～18:00に委員のみで行う。各自の担当箇所の検討内容を発表し、次回の部会で議論すべき論点や検討の進め方を検討する。
- ・次回淀川部会(公開)は7月5日(土)13:30～16:30に開催する。

## 2 審議の概要

### ①委員会、他部会の状況報告

今回の検討部会の開催経緯や位置づけについて説明があった後、資料1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会や他部会の開催状況等について報告が行われた。

### ②部会での検討事項およびスケジュール

部会長から「現段階では河川管理者から出された資料に対して委員の理解が一定レベルに達しておらず、部会として検討できる状況に無い」という問題提起が行われた後、部会長からの提案をもとに、部会としての意見とりまとめに向けての今後の検討事項やスケジュール、作業の分担などについて検討され、上記「1.決定事項」の通り決定した。

## 3 その他

- ・各委員が担当の部分を検討する際に、資料内容に対して不明な点等があった場合には河川管理者から回答頂く。その際の手順等については後日庶務がとりまとめ、お知らせする。
- ・最後に残った時間で意見交換が行われ、主にダムについて「琵琶湖の一定レベル(例えば平成7年5月の浸水レベル)の浸水被害の軽減については、天ヶ瀬ダムの改修なしに瀬田川の改修のみで達成できるのではないか。すべての場合で両者をセットでやらなければならないような説明となっているのでは」等の意見が出された。

以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年6月26日（木） 15：00～18：10

場 所：アクスネット C・Dルーム

参加者数：委員 15名

## 1 決定事項

- ・「水需要の現状」「拡張計画」「水源施設の財産権等」「財政経営状況」について、資料 2-2 p 30～33 の委員作成の表を参考に河川管理者にデータの提供を依頼する。
- ・委員のみの部会検討会を8月2日（土）13：00 および7日（木）13：00 より行う。
- ・部会を8月26日（火）14：00～17：00 に開催する。

## 2 検討内容

### ①他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

庶務より、資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

### ②説明資料（第2稿）の検討について

#### i) 委員からの意見について

部会長より、前回の検討会にて決定した河川・ダムの班ごとに部会全体で議論すべき重要項目についてあげてもらい、それについて議論していくよう提案があり、木津川に関連する事業を担当した委員からの問題提起をもとに、主に「水源保全のための森林」、「砂防堰堤と流砂の遮断」、「水質汚濁」、「魚道」、「堤防強化」等について意見交換が行われた。

#### ii) 次回部会の内容および今後の予定について

次回淀川部会（7/5）では本日意見交換の行われた内容からまず議論し、河川管理者と意見交換を行う。

8月2日（土）および7日（木）の検討会では、引き続き役割分担に基づく検討を行い、8月26日（火）の部会にて、部会としての意見をとりまとめる。なお、各委員は今後も随時意見を追加・補充していくよう部会長から要請があった。

また、委員より提案のあった木津川の魚道の現地視察については、原田委員と川上委員で案を検討することとなった。

以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

<b>第4回猪名川部会検討会（2003.6.18開催）結果報告</b>	2003.6.25 庶務発信
<p>開催日時：2003年6月18日（水） 13：30～15：40  場所：axビル 4階 アクスネット C・Dルーム  参加者数：委員8名</p>	
<p><b>1 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原案に対する部会としての意見とりまとめのために、田中委員をリーダーとして委員間で重点検討項目を分担して検討することとなった。各委員の担当は下記の通り。 <ul style="list-style-type: none"> <li>狭窄部（銀橋）の治水対策：田中委員、畚野委員</li> <li>余野川ダムの見直し案：池淵委員、本多委員、<u>森下委員</u></li> <li>下流部分の事業（環境、治水、利用を総合的に）：<u>細川委員</u>、畑委員、<u>松本委員</u>、<u>矢野委員</u></li> <li>一庫ダムの運用：池淵委員、本多委員、<u>矢野委員</u></li> <li>追加すべき記述について（外来種対策、河川敷利用）：服部委員</li> <li>追加すべき記述について（土地利用誘導対策）：畑委員</li> </ul> </li> <li>注）欠席された委員（下線の委員）は、部会長とリーダーの指名で担当を決定した。</li> <li>・次回の猪名川部会は7月1日（火）17:00～20:00に開催し、各委員の検討内容をふまえて河川管理者と質疑応答を行う。</li> <li>・各委員は、役割分担に従い第2稿も精読した上で、河川管理者に次回部会（7/1）で回答または説明して欲しいことを6/25午前中までに庶務まで提出する。これをリーダーがまとめて河川管理者に事前に提出する。</li> </ul> <p><b>2 検討内容</b></p> <p>①委員会、他部会の状況報告</p> <p>今回の検討部会の開催経緯や位置づけについて説明があった後、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、他の地域別部会では意見とりまとめのために作業部会の設置や役割分担がなされたこと等について報告が行われた。</p> <p>②部会での検討事項およびスケジュール</p> <p>資料2-1「今後の猪名川部会における検討について」をもとに、部会としての意見とりまとめに向けての検討項目やスケジュール、作業の分担などについて意見交換が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。</p> <p>なお、7/14以降7月末までの間に部会検討会と併せて現地視察を一日で行う方向で検討し、次回部会で決定することとなった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

開催日時：2003年5月29日（木） 13：30～17：00

場 所：カラスマプラザ21 8階 大ホール

参加者数：委員19名、他部会委員1名、河川管理者18名、一般傍聴者91名

## 1 決定事項

議論が分かれた「ゾーニングの設定」に関しては、山村委員を中心に有志でゾーニングに関する検討会を開き、論点を整理し部会意見案を作成して、次回部会にて検討する。

## 2 審議の概要

### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告（提言とりまとめ以降）」を用いて、各部会の状況について説明が行われた。

### ②「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート」についての議論

資料2「環境・利用部会のこれまでの議論とりまとめ案（「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に対する意見・提案）」を用いて、第1稿に関する意見交換が行われた。

#### ○ゾーニングの設定について

自然環境保全の目標を達成するための手段としての「ゾーニングの設定」に関して、委員のなかで下記のとおり議論が分かれたため、「1決定事項」の通り、次回部会までに検討会を開催して論点を整理し、部会で意見案を検討することとなった。

ゾーニング設定肯定意見：環境保全のための目標を実現する手段としてゾーニングを設定すべき／ここだけは手を付けない、という区域を設定すべき

ゾーニング設定否定意見：利用を促進する恐れもあるのでゾーニングは必要ない／ゾーニングは人間側の論理ではないか／水系全体が保全されるべきなのでゾーニングは必要ない

#### ○資料2に対する主な追加意見

##### <自然環境、水質>

- ・森林や琵琶湖の保全など、国土交通省の権限外にあるが河川に影響があると考えられる部分については、何らかの働きかけをすべきであり、その方策を計画には盛り込むべき。
- ・「事業の評価」といった場合に、ダムによって失われる自然環境の評価等、プラス面だけではなく、マイナス面の評価も行っていくべき。また、マイナス影響がある場合、再生（森林伐採に対する植林など）の義務づけも盛り込む必要がある。
- ・望ましい河川、河川水質を維持するための管理方策を、流域界にまで視野を広げて理念として記してほしい。
- ・水質管理目標としては、生物指標（イタセンパラが棲めるなど）を目標とした方が分かりやすいのではないかと。その際には、1種類ではなく複数の種類を基準とすべき。生物指標は分かりやすいので住民のモニタリングへの参加、環境教育面からも重要である。
- ・水質を管理するためには、汚濁の発生源を特定できる観測網をどうつくるか、得られたデータをどう発信し利用するかが重要なポイントとなる。
- ・今後増加すると考えられる産業廃棄物処理場等への規制の方策や考え方を盛り込むべき等。

##### <利用>

- ・水上バイクの利用規制を明確に位置づける方向で今後検討すべき。
- ・河川敷利用について、短、中、長期のグラウンド等の段階的削減イメージを明記すべき等。

○委員会への提案（検討班の設置）について

「説明資料（第1稿）で記されている協議会や委員会の、他省庁との連携も含めた全体的な関係や内容」「河川流入総負荷量管理方策」「河川レンジャー」について、「総合的な検討が必要であるため、委員会のなかに検討班等を設けて検討を進めた方がよいのではないか。運営会議に諮って頂きたい」との提案がなされた。

※検討班結成案については、部会長が運営会議に伝えることになった。

③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から「水上バイクには全面規制を、プレジャーボートにはエンジン規制等を行っていきべきだ」といった発言がなされた。

※このお知らせは委員の皆様にご覧いただき、会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。

## ゾーニング検討会（2003.6.17開催）結果報告

2003.6.24 庶務作成

開催日時：2003年6月17日（火） 14：00～17：05

場 所：三菱総合研究所 会議室

参加者数：委員9名

### ○審議のまとめ

- ・自然環境の保全・回復のための目標を掲げ、それに向かって努力していくことが重要。ゾーニングという名称は使用せず、自然回復・保全のための地域指定の考え方として、大枠で3つの区分けを考える。

#### <自然回復計画と地域>

- ・自然が破壊された区間の自然を回復する。そのために必要な地域を指定し、自然回復のための行為を行う。（あくまで例であるが、淀川下流のような自然の少ない川）。長期ビジョンで、段階を踏んで行う。

#### <自然保全のための地域指定>

- ・比較的、自然の残っている河川、地域を人間の手を加えない地域として保全する。生態系の連続性、水質改善等を考慮し堤内地も視野に入れる。（あくまで例であるが木津川の一部のように比較的自然の残っている川）。

#### <利用制限を行う地域指定>

- ・自然環境の保全・回復のため、車の進入制限、水上バイク禁止等の利用制限を実施

※これらの計画・地域指定は、委員会、河川管理者だけでなく、住民参加によって立案し、説明資料で示されている各種委員会はこの立案を規範とする。

### ○次の部会に向けて

- ・次の環境利用部会では、今日の検討会の報告を行う。部会で、大きな方針が確認されれば、さらに具体化するための検討を今後も引き続き、検討会で行う。次の部会での報告は今日のまとめと資料一覧を配布。

### ○次の検討会

- ・次の検討会は、下記の資料が揃ってから開催する。資料を参考にしながら、上記のまとめを点検し、自然回復・保全が具体化できるのかどうかを検討する。

### ○次回の検討会までに手配すべき資料

- ①淀川河川敷生態調査団報告（近畿建設協会 保有）
- ②淀川河川敷生態調査団報告 補完調査（河川管理財団 保有）
- ③航空写真（昭和35年頃と現在）
- ④水辺の国勢調査（最新版）
- ⑤河川敷の占有許可基準の準則

以上

※このお知らせは委員の皆様へに会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」、詳細については「議事録」を参照下さい。



## 第 1 回治水部会検討会（2003.6.7 開催）結果報告

2003.6.27 庶務発信

開催日時：2003年6月7日（土） 10：00～12：00

場 所：池坊短期大学 地下1階 アssenブリホール

参加者数：委員 11 名、河川管理者 24 名

### 1 決定事項

- ・治水部会としての意見書のとりまとめのリーダーを江頭委員とする。メンバーや審議の進め方については、江頭委員に一任する。
- ・委員は、第 1 稿に記述されている各事業について、その実施・検討の妥当性、実施・検討にあたっての留意点、実施・検討の内容について意見を提出する。
- ・次回の治水部会は、6月20日の第22回委員会以降に開催する。

### 2 検討内容

#### ①他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

庶務より、今回の検討部会の開催趣旨について説明があった後、資料 1「委員会および各部会の状況(提言とりまとめ以降)」をもとに、委員会及び他部会の活動状況等について報告が行われた。

#### ②今後の議論及び部会の進め方について

庶務より、資料 2-2「今後の部会における検討について」の説明が行われ、8月末を目標に治水部会としての意見をとりまとめることや、それまで部会および検討会を開催していくこと等が確認された。その後、意見書のとりまとめの進め方について部会長より提案があり、「1 決定事項」の通り決定した。また、資料 2-2 の 4 ページに挙げられている検討項目等について、提言にはなかった維持管理等も含めて全ての項目について検討すること等が確認された後、「堤防強化」「流域対応」等について意見交換が行われた。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

開催日時：2003年6月7日（土） 13:00～15:00

場 所：池坊短期大学 地下1階 アセンブリホール

参加者数：委員7名、河川管理者29名

## 1 決定事項

- ・ 次回の利水部会検討会は、6月28日（土）9:30～12:00に開催する。次回検討会は委員のみとし、河川管理者への出席は依頼しない。
- ・ 各委員は、次回検討会までに、説明資料（第1稿）、具体的な整備内容シート（第1稿）および第22回委員会（6/20開催予定）にて河川管理者より提示される予定の説明資料（第2稿）を精読した上で、以下の分担に分かれて、追加・修正すべき内容、部会で議論すべき項目等について整理し、意見を提出する。

### < 検討項目および分担 >

資料2-3「利水部会の検討項目について」の1～2ページに記されている「今後部会で議論する項目（案）」の項目に基づき、下記の通り決定した。

- ① 水需要の抑制（節水や雨水利用の促進を含む）： 寺田委員、仁連委員
- ② 環境流量： 榊屋委員、村上委員
- ③ 今後の水供給力に関する考え方： 寺川委員
- ④ 水需要の精査確認にあたっての考え方： 細川委員、楨村部会長代理
- ⑤ 用途間転用にあたって、基本的な考え方の整理： 荻野委員
- ⑥ 農業用水に関する水利用実態把握の方向性： 荻野委員
- ⑦ 既存水資源開発施設の再編と運用見直しの方向性： 池淵部会長、寺川委員
- ⑧ 渇水対策全般（水需要管理協議会等の組織を含む）： 池淵部会長、川上委員、（塚本委員）  
注1）欠席された委員（下線の委員）は、部会長の指名で担当を決定した。  
注2）カッコ内は6/7の検討会に他部会から参加されていた委員。

## 2 検討内容

### ① 他部会、委員会WGの状況報告および情報共有

今回の検討部会の開催経緯や位置づけについて説明があった後、資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会や他部会の開催状況等について報告が行われた。

### ② 今後の議論及び部会の進め方について

#### i. 今後の検討課題および議論の進め方について

河川管理者より、「水需要の精査・確認」について、その内容と見直しについて説明が行われ、質疑応答が行われた。

#### ii. 次回部会の内容および部会までの作業について

資料2-2「今後の部会における検討について」、2-3「利水部会の検討項目について」を元に、部会としての意見とりまとめに向けての今後の検討事項やスケジュール、作業の分担などについて検討が行われ、上記「1. 決定事項」の通り決定した。また、今後、検討会と部会を並行開催していくことが確認された。

以上

※このお知らせは委員の皆様にご会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。審議の主な内容については「結果概要」を参照下さい。

## 第5回 住民参加部会（2003.5.27開催）結果概要（暫定版）

03.6.6 庶務作成

開催日時：2003年5月27日（火） 15:00～18:40

場 所：カラスマプラザ 21 8階 大ホール

参加者数：委員 11名、河川管理者 16名、一般傍聴者 55名

### 1 決定事項

- ・各委員は、説明資料（第1稿）への部会としての意見に追加・修正すべき内容を6月4日（水）までに庶務に提出する。
- ・住民参加に関する他部会や委員会での意見も、住民参加部会からの第1稿への意見に取り入れる。委員は、他部会や委員会からの意見の中で「これは入れるべきでない」というものがあれば、上記と併せて提出する。
- ・上記の委員からの意見およびこれまでの部会・委員会での意見のとりまとめを、庶務より6月9日（月）に部会委員に送付する。
- ・各委員は6月9日に送付予定の意見のとりまとめに対する修正意見を6月12日（木）までに庶務に提出する。
- ・部会長、部会長代理は委員からの意見をもとにして意見のとりまとめの最終修正を行い、第22回委員会（6/20開催予定）にて報告する。

### 2 審議の概要

#### ①委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに委員会や他部会の状況等について説明が行われた。

#### ②「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換

##### i) 議論の進め方について

部会長より、資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに本日第1稿に関する意見交換を一通り終え、6/20の委員会に提出する部会からの意見をまとめた案の提案があり、上記「1 決定事項」の通り進めることとなった。

##### ii) 委員会および他部会の議論内容について

資料2-2「住民参加に関する委員会・他部会での意見」をもとに委員会や他部会で議論された住民参加に関わる内容について説明が行われ、その後部会長の提案で上記「1 決定事項」の通り決定した。

##### iii) 意見交換

資料2-1「住民参加部会のこれまでの議論とりまとめ案」をもとに、これまで部会で議論されていない第1稿の内容（環境、治水、利水、利用、ダム）について意見交換が行われた。主な意見については「4 主な意見」を参照。

### ③一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者2名より「5/25の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（若者討論会）で提案をした。結果を他の部会や委員会などでまた議論してほしい」「住民の本音を聴く仕組みが必要／身近な水質検査をしたいと思っているが、やり方を教えてくれる所がない」等の発言があった。

## 3 その他

- ・第6回住民参加部会の日程については、委員会、他部会の状況等を踏まえ後日調整する。
- ・河川管理者より「対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらないので、具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい」との要望があり、部会終了後、委員と河川管理者で意見交換が行われた。さらに意見が必要な場合には、河川管理者に要望を整理していただき、次回運営会議にて委員会としての対応方法について検討することとなった。

## 4 主な意見

「説明資料（第1稿）」および「具体的な整備内容シート（第1稿）」についての意見交換  
○進め方について

- ・説明資料（第1稿）には様々な委員会や協議会等が記載されているが、これらの位置づけについてまず共通のコンセンサスをとった上で個別に検討した方がいいのではないかと。  
→項目を全て残さず議論したいので、項目ごとに順番に進めていきたい。その際個別の内容に関わって全体的な意見を言ってもらえばよい。（部会長）

○全体に関わる部分

- ・提言は総括的に書いているが、河川管理者は自分達の河川管理業務を想定して述べているので合わない部分が出てきている。そこに留意して、提言の理念が活かされているか、またはどう活かすべきかをより具体的に詰めていくべき。
- ・住民との連携は、計画の策定時においてもその後の実施段階においても一緒にやっていくということだと思ふ。先日のダムの説明では、見直しに1、2年という数字が言われていたが、その数字は例えば委員会の環境の専門の委員などに環境への影響調査にかかる期間を聞いた上で出た数字ではなかったと思ふ。まだ行政だけで何でもやっという意識が根強いように感じるが、それを変えないと住民との連携は進まない。  
→この住民参加部会では、今まで行政が管理してきた河川行政をどれだけ住民自治に移行していけるかを議論している。河川管理者も、今までの河川の管理という考え方から住民自治を活かした管理、或いは改善といった考え方に転換すべきである。
- ・様々な協議会は、問題点を協議するだけではなく、どのように持続的に住民の声を聴き続け、またそれを計画等に反映させるかということも協議項目の一つにすべき。

- ・淀川水系流域委員会の提言の理念や精神、考え方がここで述べられている各種の委員会や協議会にどこまで受け継がれるか心配している。河川管理者はどのように考えているのか。

→各種委員会等で行われている協議の内容や状況、その決定を、また、協議がうまく進まない場合には問題点を、この流域委員会に報告し、助言をしていただきたいと考えている。(河川管理者)

- ・官民一体の人のネットワークが基本と思う。平常から意見交換し問題点を確認しあうこと、そしてそれを次の世代につなげることが大切だ。各地で組織を動かしている人たちがどう横でつないでいくかが課題である。

→協議会や委員会に住民の代表を入れるだけでなく、関係住民が誰でも参加できる開かれた流域フォーラムのようなものが協議会等と並列して設置されることで住民参加は機能するのではないか。

### 環境分野

- ・5.2.4の水質管理協議会の設立の項で、「住民代表」と書かれているが、この場合の住民とはどのようなことを考えているのか。また、積極的な住民参加という言葉も書かれているが、5.1.2では住民との連携・協働という言葉が使われており、参加と協働では内容が違う。

→これまで流域の水質管理協議会では関係自治体等だけで水質管理をやっていたが、なかなか浄化が進んでいない。そこで、住民の協力を得てやっていく必要があると考え、住民が参加できる仕組みとして、この協議会に住民の代表の方に入っていたくことを考えている。(河川管理者)

→既存の組織に住民代表を入れるだけで実際に住民参加として機能するかは疑問である。協議会に住民の代表を入れるだけでなく、公聴会やヒアリング等を実施して住民と積極的に連絡をとり、住民と相談しながらやっていくことが必要。

→地域の人たちにとって、川が汚いかきれいかというのは水の透明度や生き物がいる等の視覚的情報が大きく影響しており、COD や BOD という行政や研究者の指標とは違った認識の仕方がある。人々に関心をもってもらうきっかけや情報がどのようなものかについて部会から具体的に提言することも大事だ。

→琵琶湖辺で蛍を取り戻そうという試みをしているが、これには水質も生態系も含まれている。水質や生態系をよくしましようというより、蛍がたくさんいる川を取り戻そうという方が住民には入りやすい。地域の人がイメージを持てるような呼びかけが大事であり、そのようなやり方を工夫してほしい。

→住民が積極的に何かやろうとするためにはビジョンが必要である。参加することでこのように良くなるという直感、あるいは確信がなければ動かない。淀川水系の環境回復を協議するような場にして、そこを出発点にして水質を協議するという流れにしないと、このままではきちんとした住民参加はできないのではないかと。

→現状では項目ごとに縦割りの協議会が考えられているが、住民は縦割りではないので、縦割りでない参加の仕組みを考えるべき。

→河川管理者でできることの範囲内で計画をつくっているのですがこのような縦割りの住

民参加になる。提言で出された河川環境自然再生化計画のようなものをわかりやすい指標で示して、河川管理者が音頭をとって省庁も住民も参加してそれに向かって皆で考えるような大きな場を考えてはどうか。まずは学識経験者を含む検討会という形でも良いと思う。

→5.2.4の4)にある水質事故の防止・対処については、原因が事業者であることが多く対処は行政にしかできないこともある。しかし住民が異変に気づくことからその早期発見が可能になるので、地元の人々の目や五感を取り込むことが大事である。もう一つの汚濁原因である面源負荷については、住民や自治体の意識を変えていく必要がある、ただ協議会に住民の代表を入れてその中で諮るだけでは不十分である。子どもや主婦などが楽しみながら、環境保全に貢献しているという実感を得ながらできるような切り口を見つけなければならない。一方で、正確なデータをとろうとするとそれなりの体制とお金がかかるので、その支援体制や助成制度等があることが望ましい。

→河川管理者は、河川を流域としてとらえず、もっと広い面として捉え、川に関わる間接的な行動にも目を向けて、そこにいかに住民が関わっていくべきか、という視点から見て欲しい。(部会長)

- ・様々な箇所に出てきているモニタリングやアセスメントには、全て住民の参加が必要である。資料2-2のP4に環境・利用部会が出た意見として「モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけではなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある」とあるが、生物について詳しい住民だけが参加できるのではなく、誰でも参加できるという新しい考え方を浸透させるべき。その方法や仕組みをつくっていかなければならない。また、モニタリングをして絶滅危惧種が見つかった場合、結局それを移植して終わりになりがちだが、大事なのはその生育環境なので、種だけ移植しても意味はない。

→住民側に継続性があるかということを開発側、河川管理者側は気にしているのではないか。その意味では、住民は継続的に関わるべく努力すべきである。あるいはそのためのシステムを考えなければならない。(部会長)

- ・アメリカでは、たとえば水質の改善計画が詳細に書かれたプログラムが存在し、〇〇年の間でこれだけ回復する、そのためにこのような作業をする、ということが書かれていて、その手法について住民参加で意見を聴くようになっている。その場合、例えば4つ程代替案があり、それぞれについて環境アセスメント、費用便益分析をした上で住民の意見が聴かれるので、住民も判断がしやすい。計画という概念についてどう考えるのか、水質改善のために単なる組織を考えるのか、アメリカの例のような実行プログラムを考えるのかが問題になる。

#### ○治水分野

- ・ダムの説明には代替案の説明もあったが、治水の部分ではそれがない。代替案の検討はあったのか。

→今回堤防強化を一つの柱としているが、従前の考え方では不十分であったのでこのようになった、という説明をさせていただいた。この従前の考え方というのはある

意味代替案であったと理解しているが、まだその他の代替案もあるので、それについては整備内容シートを充実させて示していきたい。(河川管理者)

→専門家でない住民は一つの案だけ出されても意見が言いにくいですが、いくつかの代替案があって比較すると言いやすくなる。また、説明の際に急にパワーポイントを見せられるより、計画書の中で代替案を書いて説明している方が意見を言いやすい。

→説明資料と整備内容シートの両方を使って住民の方々に説明していく考えであり、代替案が考えられるものについては整備内容シートの方に記載していきたい。(河川管理者)

- ・治水・防災に関しては、河川レンジャーのことが出てきていないが、中間とりまとめで出していた河川レンジャーの役割の半分は治水・防災に関することである。第1稿では計画策定のところに主に河川環境や環境学習という役割で記されているだけだが、この河川レンジャーや流域センターの位置づけについて再考してもらいたい。

→第1稿では環境学習について触れているだけだが、この役割だけではないと考えており、第2稿では具体的にどのような方々にどのような事をお願いするかを記載すべく現在詰めているところである。(河川管理者)

→中間とりまとめに採用された河川レンジャーについての内容を加筆修正したものを資料2-1 補足の2頁以降に載せているので、もう一度委員も含めてよく読んで考えていただきたい。資料2-1 補足に記していることだが、河川レンジャーや流域センター設置検討会といったものをつくり、そこで具体化に向けた検討をしてはどうか。河川レンジャーの養成や処遇等についても考える必要がある。委員会の委員だけでなくオープンでこの検討会を行い、皆で考えて具現していきたいと考えている。

→上記の意見については、部会の意見としても出すが、それを待たずにできれば6/20の委員会で出される予定の第2稿に反映していただきたい。(部会長)

→この資料2-1 補足に書かれている内容はビジョンとして大切だが、実態を調査することも必要だ。既に水防団がある、あるいは自治会の中に堤防委員がいる等があれば、それをうまく活かして流域センターにもっていくべき。水害の知恵も調査して残すことができる。調査はデータよりもプロセスが重要であり、調査に関わる中で本気になる人が出てきて河川レンジャーの主体になっていくという過程があることが大事だ。それをソフトのプログラムとして組んでほしい。

→河川レンジャー制度の運用をどのくらいの細かさでやるのか、ということまでしっかり詰める必要がある。また、防災に関してだが、地域の災害の記憶は完全に断絶していることが多い。消防訓練のように、学校と連携して、地元を良く知る水防団の人に話をしてもらおう等を検討してほしい。

- ・現在の河川では、ゴルフやバーベキューなどができるため、「恐ろしい」という観念はなくなっている。そのような住民の認識を招いたことに対し反省の言葉が整備計画にあるべきではないか。

#### ○利水分野

- ・治水もそうだが、利水は加害者と被害者の関係がはっきりしており、論点もはっきりしている。その論点を徹底的に議論できる仕組みをつくらなければならない。また、

ダムについて治水でも利水でも何も記載されていないが、それぞれに関する部分を明確にしないと議論ができない。利水については、精査確認のやり方からその結論までを示した上で、関係住民と行政、自治体との議論の場をつくるべき。

- ・ 5.4 の（3）で、農業用水の慣行水利権について法定化の促進と書かれているが、慣行水利権は農地が減ればそれだけ水を取る権利は減るというものである。したがって、法定化しなくても用途間転用は認められるはずであるが、この点に誤解があるのではないか。

→慣行水利権については、おっしゃられた通りで誤解はないと思う。ただ、田んぼの水を考えており、冬場に使っていない慣行水利権をどう転用するかがネックとなっている。これについては、維持用水として必要な部分は転用できない等の問題があり、現在、実態の把握に努めているところである。（河川管理者）

- ・ 蛇口の向こうにあるのは水道局でなく川であり、自分達が流した水も川に行くことを住民に意識させ、渇水対策や水需要の抑制に参加させる取り組みが重要だ。河川レンジャーはこのような取り組みもすべき。

### 利用分野

- ・ 5.5.1 の淀川水面利用協議会のところには、住民の参加について書かれていない。既存の淀川水面利用協議会には住民の代表が入っているのかもしれないが、そうであるならどのような方が入っているのか知りたい。また、協議会を通して住民参加をするということなら、その活動過程でどのような住民参加が行われるべきかをここに入れるべき。

→既存の組織に住民がどのような形で参加しているのか、今はわかりかねるので、確認してまた報告する。（河川管理者）

- ・ 水面利用協議会と河川利用委員会の関係はどうなるのか。また、地域毎に河川利用委員会を設置し、案件毎に意見を聴くということだが、その際公園の付近の人の意見だけではなく、自然保護団体の意見も聴く等が必要ではないか。

→水面利用は水上でマリンスポーツ等を行う利用、河川利用は河川敷の利用として区別している。河川利用委員会は、利用の申請が出された際にその是非を検討するものであるが、環境、都市計画の専門家の方々や流域の自治会の方に参加して頂き、申請者と河川管理者は入らず委員会が住民に意見を聴く形を考えている。このことについては第 2 稿でまた委員会に諮りたい。前回“保全”がないという意見があったので、名称の変更も考えている。（河川管理者）

- ・ グラウンド等をつくって防災の気持ちさえ失わせたという反省に基づくなら、4.5.2 の（1）の最後の 4 行「しかしながら、一方では、住民や自治体等からはグラウンド等のスポーツ施設に対する要望が強いため、河川敷の利用についてはこの案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」は削除すべき。そうしないと住民参加の水質モニタリングや環境のモニタリング、アセスが活きてこない。

→その部分は環境面から見た利用、あるいは狭い日本の土地利用の問題としてなど、幾つかの議論があると思うので、河川管理者に判断してもらわなければならない。その結果出た第 2 稿に対して、また意見を言ってもらいたい。（部会長）



## ダム

- ・ダムについては、資料 2-1P38 の〈検討の論点〉についてもこれでよいか検討してほしい。(部会長)
- ・利水目的が治水目的に、そして環境保全目的に、とダムの必要性の根拠がころころ変わることに、住民は不信感を抱く。必要性を誰がどう決めるのか、という疑問が出てくる。また、これまで水の使い捨て社会が構造的につくられてきたが、水は使いまわせば 10 が 100 にもなる。このことも考慮し、水政策や水哲学がこのダム議論の中に入ると、社会の信頼も少しは得られるのではないか。
- ・先日のダムの説明で代替案の説明もされていたが、その代替案の説明のプロセスが簡単すぎて納得できるものではなかった。また、費用効果分析は出されていたが、費用便益分析も必要である。費用効果分析では、既に投入された用地買収費や工事費は参入されていない一方で、代替案の方は新たにかかる費用を出して分析していた。ダムの寿命による償却費等の説明もなかった。環境に対する影響については、ダムをつくとこれだけ環境に良いという説明はあったが環境に悪い面の方はあまり説明されなかった。もう少し公平で丁寧な、客観的に判断できるような説明がないと誘導のようになる。
- ・川上ダムの見直し案の説明で、これまでの経緯から地元の合意を得るのは不可能である、と想像で簡単に決め付けていた。少なくとも住民の意見を聴いてから、その結果、やはり難しい、という表現にすべきだと思う。(部会長)
- ・全てのダムが見直し、検討になるとの説明があったが、その際河川管理者が見直すだけでなく、住民が参画して一緒に見直すことが必要だ。
- ・精査確認ができていない状態で、既設ダムの目的を変更してまで新設ダムを推進しようというのはおかしい。また、ダムの建設コストについては住民によく説明し、それだけのコストをかける必要性を納得してもらえるようであればならない。
- ・ダムの場合、既に技術が確定していてプロセスが見えているが、例えば遊水地は目に見えないところでの地道な苦勞の結果つくられてきた。住民参加は行政組織の中で評価されずしんどいと感じているが、それは努力した成果が見える、物ができたということを好む日本社会の価値観に問題がある。目に見えない苦勞を評価する行政システムや社会とならなければならないことを行政の担当者も理解してほしい。
- ・提言には、ダムの建設について住民の社会的合意ということ述べているが、第 1 稿にはこの言葉がない。なぜ欠落したのか教えてほしい。(部会長)

→ダムに限らず全てにおいて、住民の合意を得て実施していくことを前提としている。

「妥当と判断される場合に実施する」と書いているが、それは住民の社会的合意が得られているかを踏まえて判断することだと認識している。(河川管理者)

### ②一般傍聴者からの意見聴取：一般傍聴者 2 名から発言があった。

- ・5/25 の琵琶湖部会一般意見聴取試行の会（若者討論会）で幾つかの提案をした。この意見聴取試行の会の結果やそこでの意見を琵琶湖部会だけでなく他の部会や委員会などでまた議論してほしい。
- ・川に落ちた子どもに、「だから川に近づくなと言ったでしょ」と母親が強く叱るのを目撃

した。住民の意見と言うのは本当に難しいので、その本音を聴く仕組みが必要である。住民の意見を聴くのは大切だが、責任のある人が100年の計を考えて決定して欲しい。また、身近な川の水質検査をしたいと思っているが、なかなか方法がない。どこかへ持っていくと調べてくれるといったことで十分なので、そういったきめ細かい対応が欲しい。

→親の立場からは危険に近づくなと言いたいが、同じ人が環境保全の委員会では川に近づきましょうと言うかもしれない。一人の人間が多面的な意見を持つということも含めて、住民意見は簡単ではない。(委員)

### ③その他

・対話集会を早急に行いたい、重要なキーポイントとなるファシリテーターとして適切な方が思い当たらない。具体的な個人名でなくても構わないので、ご意見を伺いたい。また、テーマについては、『狭窄部開削の当面未着手』、『河川敷におけるグラウンドの問題』、『川上ダム、余野川ダム、大戸川ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダム再開発の調査検討』、『水供給管理から水需要管理への転換』の4つを考えているが、ご意見を伺いたい。

(河川管理者)

→対話集会の開催場所だが、河川敷以外の3つのテーマに関しては上流のダム建設予定地と下流のダム建設費用を負担する受益者との両方と対話集会をしなければバランスがとれない。

→これまで委員会で様々な方に意見聴取をしてきたが、そのような方々に、どのような方がファシリテーターに適切であるかを訊いてみるのはどうか。

→その質問に対する反応はこの部会ではなく委員会ですべき。今回はこの部会が終わった後有志の委員に残っていただいて河川管理者と話してはどうか。(部会長)

以上

※説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。